

「肝炎精密検査費用助成のご案内」(平成29年7月発行)リーフレットに挟んでご利用ください。

定期検査の費用助成における申請に必要な書類について(補足及び訂正)
(東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業)

1 区市町村民税の課税状況を証明する書類について補足

○3ページ目『「定期検査の費用助成を受けるには」における「申請に必要な書類(5)」』
【現行】(5) 地方税法の規定による住民税非課税証明書又は課税証明書(上記(4)の
全員分。ただし、満20歳未満の世帯員は除く。)

↓

【補足後】(5) ①地方税法の規定による住民税非課税証明書又は課税証明書、②区市町村民税額決定通知書の写し、③区市町村民税納税通知書の写し、のいずれかの書類(上記(4)の全員分。ただし、満20歳未満の世帯員は除く。)

*②又は③を提出する場合、区市町村民税(所得割)課税年額が記載された部分がわかるよう、写しをとる際ご注意ください。

(補足内容)

区市町村民税の課税状況を証明する書類は、「住民税非課税証明書又は課税証明書」の他に、②又は③の書類でも申請することができます。

2 区市町村民税額合算対象除外申請書(様式8)について訂正

○4ページ目『定期検査費用の申請にあたっての注意事項における「※注2の3行目」』
【現行】住民票上の世帯全員分の健康保険証の写し(ただし、対象者及び満20歳未満の
世帯員は除く。)

↓

【訂正後】住民票上の世帯全員分の健康保険証の写し(ただし、満20歳未満の世帯員は除く。)

(訂正内容)

区市町村民税額合算対象除外申請書を提出する場合、添付書類の住民票上の世帯全員分の健康保険証の写しについて、添付を省略することができるのは、申請者及び満20歳未満の世帯員となっていました。正しくは、満20歳未満の世帯員のみです。申請者ご本人の分は必要となりますので、ご注意ください。

※下線部分が、今回の変更箇所になります。